

【重要】契約条項一部改訂のお知らせ

お客様各位

2020年8月20日

いつも弊社をご利用いただき、ありがとうございます。

2020年9月1日（火）をもって弊社の契約条項を以下のとおり改訂いたします。

改訂箇所：下表をご参照ください。

※改訂後の契約条項は2020年9月1日（火）より順次適用されます。

※事務処理の都合により、改訂前であっても改訂後の契約条項が交付される場合があります。

新旧対照表（アイフルビジネスファイナンス契約条項）

<事業者ローン・不動産担保ローン>

改訂後	改訂前
第15条（承諾事項） 4. 本契約に係る取引に関し訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何に関わらず、東京簡易裁判所または大津簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。	第15条（承諾事項） 4. 本契約に係る取引に関し訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何に関わらず、東京簡易裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。

※ビジネスローンは第13条と読み替える

<診療報酬担保ローン>

改訂後	改訂前
第15条（承諾事項） 4. 本契約に係る取引に関し訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何に関わらず、東京簡易裁判所または大津簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。	第15条（承諾事項） 4. 本契約に係る取引に関し訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。

※ビジネスローンは第14条、極度方式は第13条と読み替える

<売掛金担保融資（ABL）>

改訂後	改訂前
第14条（承諾事項） 4. 本契約に係る取引に関し訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何に関わらず、東京簡易裁判所または大津簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。	第14条（承諾事項） 4. 本契約に係る取引に関し訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。

【 お問い合わせ先 】

0570-012055

受付時間：平日9：30～18：00

以上